

基本計画

第1章 施策の体系図

第2章 施策の体系

第3章 後期基本計画の重点戦略

第4章 広域行政の推進



第1章

施策の体系図

【まちづくりの基本理念】
「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」

【まちの将来像】
人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市

政策

1 快適で魅力あるまちづくり

2 自然にやさしいまちづくり

3 活力ある産業のまちづくり

施策

①生活基盤の充実

②交通体系の充実

③地域情報化の推進

④防災対策の推進

⑤交通安全・防犯の推進

①自然環境の保全

②生活環境の向上

③循環型社会の形成

①農・林・水産業の振興

②商工業の振興

③観光業の振興

④雇用の促進

基本事業

バス輸送等の確保
鉄道・航空の路線確保及び港湾の整備促進
道路ネットワークの構築及び道路施設の保全
公園・広場等の整備
中心市街地の活性化
景観の保全と整備
地域にあった土地利用の規制・誘導
安全で良質な水の安定供給
住宅環境の整備

インターネットなどによる情報活用の促進
地域情報化基盤の整備

災害復旧対策の推進
治水対策の推進
防災知識の普及啓発
防災予防・救急・救助活動の推進
防災関係機関・団体等と連携した体制づくり
災害危険箇所の整備
防災関連施設の整備

消費生活の安全性向上
防犯活動の推進
交通安全の推進

生物多様性の保全
環境学習の推進
地球温暖化対策の推進
森林の保全
公共用水域の水質保全

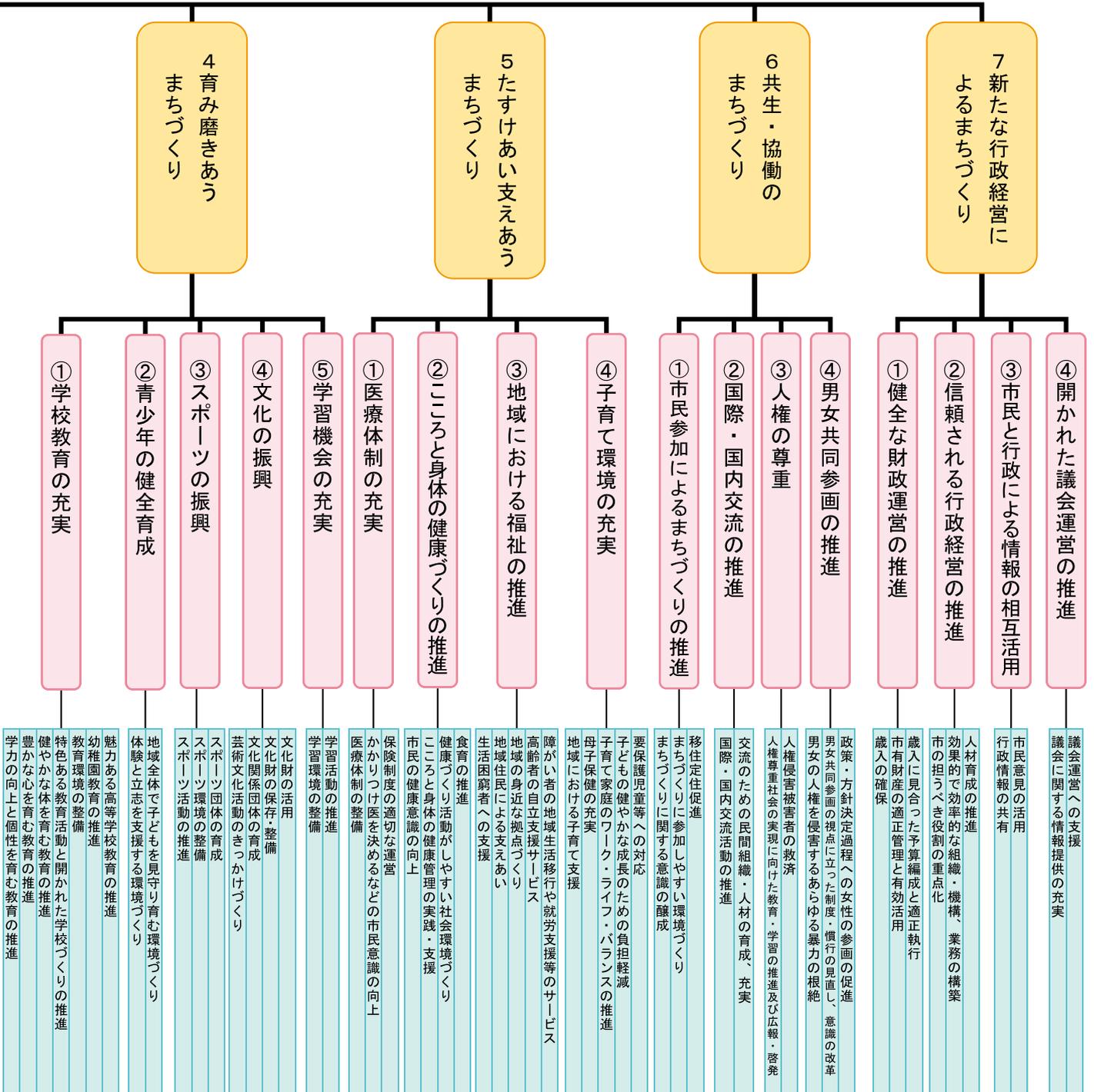
地域美化活動の促進
環境衛生の向上
リサイクル等の推進
廃棄物の適正処理の推進
廃棄物処理施設の整備・管理

農林水産物のブランド化の推進
農林水産物の新規就労（就農等）の支援
集落営農の推進
生産基盤の整備
農林漁業経営体への支援

霧島産物・技術を活かした製品（商品）開発の促進
商工業者に対する経営支援
買物のしやすい環境の確保

海外からの観光客の誘致
観光客の受入体制充実
地域の特色を活かした観光資源の開発
観光客誘致宣伝活動の展開

企業の誘致
地域の特色を活かした雇用の促進





第2章

施策の体系

施策の体系では、施策ごとに、目的(対象・意図)を明確にした上で、現状及び課題を整理し、施策を進める方針を示しています。

目的は、対象と意図で構成されます。対象とは、その施策を通じて働きかける相手(人やモノ)を指し、意図は対象をどのような状態にするのか、またはどのような状態にすべきなのか、その目指すところを指します。

また、意図の達成度を示す成果指標を設定した上で、後期基本計画の最終年度である平成29年度における目標値を示しています。

さらに、施策の目的達成に向け、具体的に取り組む基本事業を設定し、その体系と内容を示しています。

【用語解説】

用 語		解 説
施策の目的	対象	施策を通じて働きかける相手(人やモノ)
	意図	対象をどのような状態にするのか、またはどのような状態にすべきなのか
成果指標		意図の達成度を測る指標
基本事業		施策の目標達成のためにそれぞれの施策の下に位置づけた具体的手段(事務事業)をまとめたもの

第1節 快適で魅力あるまちづくり

1-1 生活基盤の充実

1. 施策の目的

対 象	意 図
市域、市民	住みやすいまちになる

2. 現状と課題

[現状]

- 市営住宅については、老朽化が進み、これに伴う修繕費が増加しています。耐震対策については、特に民間木造住宅において、早急な対応が求められています。
- アスベスト含有建材を使用している建築物が、本格的な解体期を迎えるに当たり、ピーク時の解体棟数が、現在の約2倍となる見通しであることから、この建材の飛散等による健康被害が懸念されます。
- 都市計画区域内においては、**狭あい道路***が未だ多数存在しています。
- 水道事業については、需給バランスが確保され、水量が安定しており、水質も清浄です。
- 土地利用について「秩序ある開発が行われている」と思う市民の割合は、**市民意識調査***（平成23年度）によると平成18年度の調査より14.7ポイント増加し39.7%となっており、これは、開発行為に対する指導及び調整を行うことで、無秩序な開発が防止されていることが要因の一つであると考えられます。また、歴史・自然景観の保全についての市民満足度は、以前より更に高くなり、自然と調和した緑地空間を保全する意識が醸成されています。
- 中心市街地では、商店数が減少する傾向にあり、空き店舗も散見されることから、商店街は活性化していないと思われます。

※狭あい道路

「建築基準法」の道路は、日照、採光、通風等の建築環境に寄与し、災害時の避難、消防活動などで、重要な役割を果たすことなどから、良好な市街地環境を確保する上で、必要不可欠なものです。そのため、同法に基づく後退義務の拡幅整備を誘導することにより、狭あい道路の環境整備を図ることは、健全な街づくりの形成につながり、「生活基盤の充実」に資することになります。

※市民意識調査

本市では、総合計画の進行状況を把握するため、施策等において目的の達成度を示す指標を数値化し、それぞれに目標値を設け、それをどの程度達成することができたのかを分析し、その結果を次年度以降の行政経営に活かしているところですが、同指標のうち、統計資料等から把握することができないものを把握することなどを目的に実施している調査のことであります。

- 都市公園については、市域全体において一定数の整備が図られ、「身近な**地域**※で公園や広場が整備されている」と思う市民の割合は、市民意識調査（平成 23 年度）では、平成 18 年度の調査より 15.3 ポイント増加し 63.5%になっています。一方では、新たな公園整備や拡充を望む地域もあり、整備状況に地域差が見られます。

【課題】

- 市営住宅の老朽化に伴い、より一層長寿命化対策に取り組むとともに、民間の木造住宅の耐震化及びアスベスト対策を推進することで、良好な住環境の整備を図る必要があります。
- 狭あい道路の改善を図り、良好な**市街地**※環境の確保に資する必要があります。
- 水道施設は、老朽化による機能低下が懸念されていることから、効率的かつ計画的な改修や合理的な配水体制を構築する必要があります。
- 土地利用については、適正な用途地域指定を行うことにより、引き続き秩序ある市街地整備の促進を図る必要があります。また、地域の持つ自然景観や歴史的景観の保全を図る必要があります。
- 中心市街地を活性化させていくため、各地域の持つ特性を十分に考慮し、商店街・事業所周辺において、賑わいや活力ある街並み整備に取り組む必要があります。
- 公園緑地の整備については、「緑の基本計画」に基づき、拡充を図る必要があります。

3. 方針

- 生活基盤をより一層充実させるため、各地域の特性を活かした土地利用による住宅供給や景観整備を行い、美しい街並みを形成するとともに、良質な水の安定供給に努めます。また、賑わいや活力を生み出す中心市街地の活性化を進めるため、国・県と連携を図り、市民、事業所、行政が相互に連携して計画を進めます。

※地域と地区

「地域」とは、地区自治公民館や自治会の単位を指して用います。

「地区」とは、旧市町の単位など複数の地域を包含する概念として用います。

※市街地

国分・隼人地区の市街地のことです。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (目標値)
ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合	%	71.2	71.2

【設定理由】

○「ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合」については、市民意識調査（平成23年度）によると71.2%と高い水準となっていますが、「無秩序な開発が進んでいると感じる」市民の割合や、「中心市街地が活性化していないと感じる」市民の割合が増加し、成果指標の低下が懸念されることから、地域の特性に応じた生活基盤の整備を図ることにより、現状維持に努めます。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
生活基盤の充実	(1) 住宅環境の整備
	(2) 安全で良質な水の安定供給
	(3) 地域にあった土地利用の規制・誘導
	(4) 景観の保全と整備
	(5) 中心市街地の活性化
	(6) 公園・広場等の整備

6. 基本事業の内容

(1) 住宅環境の整備

○「霧島市公営住宅等長寿命化計画[※]」に基づき、既存の住宅ストックを有効活用するとともに、住宅助成制度を推進します。また、良質な住環境を確保するため、土地区画整理事業などを引き続き推進します。

※霧島市公営住宅等長寿命化計画

既設公営住宅等の点検の強化及び早期の管理・修繕により、更新コストの削減を目的として策定した計画のことです。

(2) 安全で良質な水の安定供給

- 上水道・簡易水道については、引き続き安全でおいしい水を安定して供給できるように、計画的な施設の整備を行います。

(3) 地域にあった土地利用の規制・誘導

- 「霧島市都市計画マスタープラン」に基づき、都市計画区域及び用途地域の見直しを行い、適正な土地利用の規制・誘導を行います。

(4) 景観の保全と整備

- 「霧島市景観条例」や「霧島市景観計画※」に基づき、地域が持つ自然景観や歴史的景観の保全と良好な街並み景観の形成を市民、事業所、行政が相互に連携して進めていきます。

(5) 中心市街地の活性化

- 買い物客の回遊性向上のため、中心市街地整備を行うほか、街なか居住を促進するための取組や少子高齢化に対応した関連施策と連携したまちづくりを進めます。

(6) 公園・広場等の整備

- 「霧島市緑の基本計画」に基づき、公園・広場等の適正な整備を進めます。



浜之市土地区画整理事業（国道10号沿）



広瀬地区コミュニティ広場

※霧島市景観計画

「景観法第8条」の規定に基づき、本市の景観形成に関する基本的な方針や景観形成のための行為の制限などについて定めたもので、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進することで、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならではの」のまちづくりを目指すための計画のことで

1-2 交通体系の充実

1. 施策の目的

対 象	意 図
市域、市民	便利に移動できる

2. 現状と課題

【現状】

- 市民の移動手段の主たるものは自動車であり、市街地における交通量の増大は、道路渋滞の一因となっています。また、劣化・損傷が進む道路や橋梁も多く、補修などの要望が市民から寄せられています。
- 九州新幹線鹿児島ルートが、平成23年3月に全線開業されました。
- 鹿児島空港の利用者は、平成14年をピークに減少しています。
- 公共交通網は整備されていますが、バスの路線数や運行便数は不足しており、日常生活の移動手段が十分確保されているとは言えません。
- 免許を取得していない学生や高齢者の多くは公共交通機関を利用しており、観光客は主にレンタカーやタクシー、貸切バスを利用しています。
- 平成20年度からふれあいバスの運行を開始しましたが、**中山間地域**※における少子高齢化等や過疎化などにより、利用者が減少しています。

【課題】

- 市内幹線道路の渋滞を解消するため、バイパス道路の整備や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路を整備する必要があります。
- 生活道路の整備や老朽化による劣化・損傷が著しい道路を整備する必要があります。
- 橋梁の長寿命化については、特に早急な対応が求められています。
- 平成23年の九州新幹線鹿児島ルート全線開業を受け、引き続き観光客の誘致を図るため、市内各駅からの二次アクセスの整備や輸送力強化、利便性・快適性の向上を図る必要があります。
- 鹿児島空港の利用促進を図ることで、乗降客の増加に努める必要があります。
- 将来の貨物運送需要に対応するため、港湾整備を進めていく必要があります。
- 日常生活の移動手段の確保や観光客の利便性の向上のため、バス等の公共交通体

※中山間地域

国分・隼人地区の市街地を除く、他の地域のことです。

系を整備する必要があります。

- ふれあいバス等の利用者が減少している中で、デマンド交通等の多様で、かつ効率的な交通移動手段を検討する必要があります。

3. 方針

- 交通の要衝として、今後も、交通量の増加が予想されます。そのため、国道・県道については道路整備のための要望活動を行い、市道については年次計画により改良を進めます。
- 公共交通施策については、関係機関と連携しながら、市民の利便性を高めるための改善に積極的に取り組みます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
道路ネットワークの満足度 (幹線道路)	%	62.7	63.3
道路ネットワークの満足度 (生活道路)	%	67.9	68.0
鉄道の利用者	路線/便/千人	2/115/3,868	2/115/3,950
航空の利用者	路線/便/千人	18/79/4,462	19/82/4,550
バス(路線・コミュニティ)の利用者	路線/便/千人	68/229/290	68/229/290

[設定理由]

- 「道路ネットワークの満足度(幹線道路)」については、道路を計画的に整備することにより、平成 23 年度の実績値 62.7%から毎年度 0.1 ポイントの成果向上を目指します。
- 「道路ネットワークの満足度(生活道路)」については、道路整備を計画的に進めていくものの、路面劣化による要望などが増加する傾向にあることから、満足度の上昇は難しいと考えられるため、概ね現状維持に努めます。
- 「鉄道の利用者」については、少子化により通学者数の減少が懸念されますが、鉄道を利用した観光商品の造成により、観光客等の増加を見込み、概ね現状維持に努めます。
- 「航空の利用者」については、県と連携しながら空港アクセス道路や公共交通機関の整備・充実による利便性の向上を図ることで、観光客等の増加を見込み、概

ね1路線/3便/90千人の増加を目指します。

- 「バスの利用者」については、少子高齢化・過疎化などに伴う利用者数の減少が懸念されますが、地域住民の行動特性に合わせたふれあいバスやデマンド交通などコミュニティバスの運行形態の改善やバス情報の周知などにより現状維持に努めます。

5. 施策と基本事業の体系

施 策	基 本 事 業
交通体系の充実	(1) 道路ネットワークの構築及び道路施設の保全
	(2) 鉄道・航空の路線確保及び港湾の整備促進
	(3) バス輸送等の確保

6. 基本事業の内容

(1) 道路ネットワークの構築及び道路施設の保全

- 市内幹線道路の渋滞解消のためのバイパス道路の整備や地域拠点施設を結ぶアクセス道路の整備を行います。
- 生活道路については、年次計画に基づき改良や補修に努めます。
- 橋梁については、「霧島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、年次的に予防修繕を行います。

(2) 鉄道・航空の路線確保及び港湾の整備促進

- 日常生活の移動手段の確保や観光客の利便性の向上を図るため、公共交通機関に対して路線数や運行便数の増加を働きかけます。
- 鉄道については、平成23年の九州新幹線鹿児島ルート全線開業を受け、関係機関等との連携を図りながら、鉄道を利用した観光商品の造成など利用者の増加につながるような施策を展開していきます。
- 航空については、県や関係機関との連携を図りながら、国内のみならず海外への路線やチャーター便の確保に努めます。
- 隼人港外港の建設に向けて、継続して協議を進めます。

(3) バス輸送等の確保

- 地域住民の行動特性に合わせた、ふれあいバスやデマンド交通などコミュニティバスの運行形態の改善やバス情報の周知を図るほか、民間バス会社との連携を密にして運行路線維持に努め、乗客の利便性向上に向けた検討・協議を行います。

1. 施策の目的

対 象	意 図
市域、市民	情報を得やすいまちになる

2. 現状と課題

[現状]

- 市街地ではテレビ、携帯電話、インターネット、ケーブルテレビの通信環境が整備されていますが、中山間地域や市街地の一部では、テレビ難視地域や**携帯電話不感地域***、**ブロードバンド***インターネットサービスを受けられない地域があります。
- インターネットのブロードバンド未整備地域については、人口が少なく高齢者層が多いことなどから通信事業者による自主的整備が見込めない状況にあったため、平成 20～21 年度において、本市が通信事業者に補助を行い、通信事業者が整備主体となってADSL等（高速通信）による整備が進められました。一方、市街地の人口集中地域においては、通信事業者によって光ファイバー（超高速通信）による整備が行われています。
- 平成 23 年 7 月 24 日に地上アナログ放送から**地上デジタル放送***へ完全移行しましたが、地上デジタル放送を視聴できず恒久的な対策が終了していない地域があります。このような地域では、衛星放送を利用して東京地区の地上デジタル放送番組を視聴しています。

[課題]

- インターネットのブロードバンド未整備地域がほぼ解消されたことから、今後は、ブロードバンドインターネットサービスの有効活用を図っていく必要があります。

※携帯電話不感地域

携帯電話の主要通信事業者であるNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイルの3社ともサービスエリア外になっている地域のことです。

※ブロードバンド

広い（ブロード）帯域（バンド）のことを意味し、光ファイバー、ADSL（非対称デジタル加入者回線）、ケーブルテレビをはじめとした高速・超高速通信を可能とする通信回線のことです。

※地上デジタル放送

地上の電波塔から送信する地上波テレビ放送をデジタル化したものです。従来のテレビ放送はアナログ放送でしたが、電波の有効利用やテレビ放送の高画質化・高機能化を推進するため、地上デジタル放送にすることが国によって定められ、平成 23 年 7 月 24 日から完全移行となりました。デジタル化により、高画質化（ハイビジョン放送）や多チャンネル化、データ放送、移動受信（携帯電話）向け放送などの新しい放送サービスが始まっています。

- す。
- 携帯電話については、通信事業者に対して、引き続き携帯電話不感地域解消の要望を行っていく必要があります。
 - 地上デジタル放送が受信困難なため、暫定的に衛星放送を利用して東京地区の地上デジタル放送を視聴している地域については、衛星放送による暫定対策が終了する予定である平成27年3月までに地元の地上デジタル放送が視聴できるように、恒久的な対策への支援を進めていく必要があります。

3. 方針

- あらゆる情報通信基盤整備において、地理的状况により生じている地域間の是正に積極的に取り組みます。また、情報通信技術を有効に活用することで、地域課題の解決に向けた取組を支援します。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (目標値)
携帯電話のカバー率	%	65.6	68.6
TV受信カバー率（地デジ）	%	97.8	100.0
インターネットの利用率	%	46.9	52.9

【設定理由】

- 「携帯電話のカバー率」については、山林・原野が約67%を占める本市の実情から携帯電話不感地域の解消には限界がありますが、公共施設、住宅地、主要道路沿いの不感地域の解消に向けて通信事業者へ要望を行うことにより、毎年市面積の0.5ポイントが整備されることを目指します。
- 「TV受信カバー率（地デジ）」については、新たな難視地域の世帯が恒久的に地元の地上デジタル放送を視聴できる環境整備に対して支援を行うことにより、100%の受信カバー率を目指します。
- 「インターネットの利用率」については、NTTの電話交換局単位でのブロードバンド基盤整備は終了したことで環境面での整備は進みましたが、その利活用は立ち遅れており、情報通信技術の恩恵が実感できるように通信事業者等との連携を図ることにより、毎年度1ポイントの成果向上を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
地域情報化の推進	(1) 地域情報化基盤の整備
	(2) インターネットなどによる情報活用の促進

6. 基本事業の内容

(1) 地域情報化基盤の整備

○通信事業者、放送事業者などと連携しながら、携帯電話不感地域の解消、地上デジタル放送を恒久的に視聴できるための基盤整備を行います。

(2) インターネットなどによる情報活用の促進

○インターネットや携帯電話などによる情報提供、情報の双方向性を活用した情報の共有化を図るとともに、これらを活用した地域課題の解決に向けた取組を支援します。



地上デジタル放送共聴施設受信アンテナ



携帯電話基地局

1-4 防災対策の推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市域、市民	生命・財産が災害から守られている

2. 現状と課題

【現状】

- 本市は、多様な地形を有していることなどから、台風や洪水、高潮、地震、津波、火山噴火による災害の発生が予想されます。
- 平成23年1月に、新燃岳で約300年ぶりとなる本格的なマグマ噴火が発生したことから、新燃岳の噴火活動に備え、平成23年3月に住民等を安全に避難させるための避難計画を作成したほか、避難訓練を実施するなど住民等の災害発生時の対応力の向上を図るとともに、関係機関が連携して住民等の避難活動を円滑に行うための対応に努めています。
- いかなる災害においても被害を最小限に防止するため、防災訓練等を実施することで、自衛隊、警察、消防等との連携の強化を図っています。また、円滑で迅速な救助活動を行うことができるように日ごろから訓練活動に努めています。
- 防災出前講座※の開催や防災訓練等を実施することで、市民の防災知識を深めるとともに防災に対する意識の向上を図っています。
- 過去の災害状況を踏まえ、豪雨等による浸水被害を軽減するため、治水対策事業を進めています。

【課題】

- 現在整備中の防災行政無線と各地区自治公民館等で整備されつつあるコミュニティ無線との接続を円滑に行い、住民等への災害情報の確実な伝達を図る必要があります。また、新燃岳や桜島火山の噴火に備え、情報伝達システムや避難誘導体制の整備などの防災対応を強化していく必要があります。
- 速やかな災害危険箇所整備のため、引き続き県への要望活動を行うとともに、地権者に対し整備に関する理解と協力を求めていく必要があります。

※出前講座

市職員が地域等に出向き、市民を対象に市政等に対する理解を深めていただくために行う講座のことです。

- 災害発生時の被害軽減のため、住民の一刻も早い避難行動を定着化させるとともに、防災出前講座や地域ごとの防災活動の指導などを実施し、自主防災組織等の確立に向けて積極的に取り組む必要があります。
- 災害発生時に住民自らが迅速な救助活動を行うことができるように火災予防訓練や応急手当講習等を継続的に開催する必要があります。
- 集中豪雨時の道路冠水等を軽減するため、治水対策事業と連携した円滑な排水対策を推進する必要があります。

3. 方針

○あらゆる災害から市民の生命・財産を守るため、日ごろから市民一人ひとりに対し、自主防災の重要性を認識してもらうための取組を行います。また、大規模災害に備えて、関係機関の相互応援体制の充実・強化を図ります。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
防災対策に対する市民の認識度	%	80.6	81.1
災害危険箇所の整備率	%	31.1	34.0
火災の発生件数	件	67	54
救命率	%	8.0	16.0

【設定理由】

- 「防災対策に対する市民の認識度」については、新燃岳噴火や東日本大震災後の防災意識が高まっている時期に行った市民意識調査（平成 23 年度）において、防災に対する何らかの取組をしたと回答した割合が 81.1%であったことから、これを目標値とします。
- 「災害危険箇所の整備率」については、年次的な整備を行うことに加え、着工から完成までの期間が長く、短期間での成果が期待しにくいことから 2.9 ポイントの成果向上を目指します。
- 「火災の発生件数」については、年間約 80 件で推移していますが、火災予防広報活動の積極的な推進や、消防法の改正で一般住宅に設置が義務付けられた住宅用火災警報器の普及促進を図ることで、平成 23 年度現状値の約 80%にあたる 54 件以下を目指します。

- 「救命率」については、救急隊員の技術の向上と救急車到着前の応急処置ができる市民を育成することで、現状の2倍にあたる16%を目標値とします。

5. 施策と基本事業の体系

施 策	基 本 事 業
防災対策の推進	(1) 防災関連施設の整備
	(2) 災害危険箇所の整備
	(3) 防災関係機関・団体等と連携した体制づくり
	(4) 火災予防・救急・救助活動の推進
	(5) 防災知識の普及啓発
	(6) 治水対策の推進
	(7) 災害復旧対策の推進

6. 基本事業の内容

(1) 防災関連施設の整備

- 各種災害に対応できる防災施設の整備に努めるとともに、国が地域の特性に応じて示した「消防資機材等の消防力整備の基準」に照らし、消防施設の整備に努めます。
- 災害時に備え非常食等の備蓄を行うとともに、避難看板の設置等により被災想定区域の被害発生を抑制に努めます。

(2) 災害危険箇所の整備

- 台風、豪雨等の災害に際して被害の軽減を図るため、各種防災事業を推進するとともに、被害を未然に防止するため、日ごろから災害危険箇所の状況調査に努めます。

(3) 防災関係機関・団体等と連携した体制づくり

- 災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の意思疎通を図るとともに、効果的な防災活動ができる体制づくりを行います。
- 地域の防災力向上のため、関係機関と連携し、自主防災組織の育成・強化に向けた取組を行います。

(4) 火災予防・救急・救助活動の推進

- 火災被害拡大防止のため、日ごろから火災予防広報、防火教室、講習会等で火災発生未然防止を呼びかけます。
- 火災から生命・財産を守るための住宅用火災警報器設置の必要性の認識度の向上に努めます。
- 緊急時において、救命率の高い救急救助活動が行えるように救急隊員の知識・技能の充実を図るとともに、市民に対する応急手当の普及啓発のため普通救命講習を行います。

(5) 防災知識の普及啓発

- 市民に防災マップを配布することにより、防災情報を提供するとともに、避難場所等の周知を行い、自衛手段の確保を促します。
- 日ごろから自主的に災害に備えてもらうとともに、災害に対する対処能力の向上を図るために防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動を行います。

(6) 治水対策の推進

- 集中豪雨時の浸水被害の低減を図るとともに、被害を未然に防ぐための各種治水対策事業を推進します。

(7) 災害復旧対策の推進

- 被災箇所の早期復旧に努め二次災害の防止を図ります。また、被災者の早期自立を促すため生活再建支援に努めます。



防災訓練



防災会議

1-5 交通安全・防犯の推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	生命・財産が交通事故や犯罪から守られている

2. 現状と課題

[現状]

- 交通事故は、国分・隼人地区において多く発生しています。これは、これらの地区に多くの企業や商業施設等が立地し交通量が多いことに加え、運転者のモラルやマナーの欠如も大きく影響しているものと考えられます。
- 犯罪発生率は年々低くなっているものの、万引き、車上狙い、自転車の盗難などの窃盗件数はほぼ横ばいとなっています。
- 消費者被害に関しては、インターネットの普及によるネット通信販売に関するトラブルや未公開株などの投資に関するトラブルの相談が増加しており、その手口も悪質・巧妙化し、複雑になっています。

[課題]

- 交通事故発生件数が特に多い国分・隼人地区については、県に信号機や横断歩道の設置要望を行うとともに、交通安全施設の新設や補修を適切に行う必要があります。また、市外からの来訪者にもわかりやすい案内板や標識などの整備を進める必要があります。
- 高齢者の交通死亡事故を減少させるための取組を強化していく必要があります。
- 窃盗犯を減少させるための取組として、防犯パトロール隊の活動の活性化を図るとともに、防犯灯や安全灯及び街路灯の整備等を進めることで、犯罪が起こりにくい環境づくりに努める必要があります。
- 消費者が自主的かつ合理的な判断を行うため、消費生活に関するトラブル防止や被害対策についての情報を市民に提供するとともに、消費者教育・啓発を充実する必要があります。

3. 方針

○市民・警察・民間企業・行政が一体となって交通安全運動や防犯活動を展開するとともに、消費者被害拡大の防止に努めます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
交通事故発生件数	件	1,008	730
刑法犯罪認知件数	件	872	773
防犯を意識した行動をとっている市民の割合	%	92.5	95.0
犯罪に対して不安を持っている市民の割合	%	25.6	20.0
消費者被害にあわないように意識した行動をとっている市民の割合	%	95.0	100.0

【設定理由】

- 「交通事故発生件数」については、「霧島市交通安全計画」において平成 27 年の発生件数を 750 件以下に設定しているため、これに準じた目標を設定します。
- 「刑法犯罪認知件数」については、県内犯罪率ワースト 1 位（平成 16 年度）を契機とする市民の防犯意識の高まりを持続させ、更なる啓発活動に努めることで、99 件の減少を目指します。
- 「防犯を意識した行動をとっている市民の割合」については、市民意識調査（平成 23 年度）によると 92.5%と高い傾向にあります。引き続き「あんしん・あんぜん検定」実施等の啓発活動に努めることで、毎年度約 0.5 ポイントの成果向上を目指します。
- 「犯罪に対して不安を持っている市民の割合」については、地域や警察等と一体となった取組を進めることで、5.6 ポイントの減少を目指します。
- 「消費者被害にあわないように意識した行動をとっている市民の割合」については、情報提供や啓発活動を継続して行うことで、100%を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
交通安全・防犯の推進	(1) 交通安全の推進
	(2) 防犯活動の推進
	(3) 消費生活の安全性向上

6. 基本事業の内容

(1) 交通安全の推進

- 安心・安全なまちづくりに関する意識の普及に努め、交通安全教室の開催や交通安全キャンペーンなどの広報啓発活動を行います。
- 交通安全対策として、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設の整備を行い、道路交通環境の充実に努めます。

(2) 防犯活動の推進

- 防犯に関する広報啓発活動として「あんしん・あんぜん検定」を実施するほか、迅速な情報提供に努めます。
- 犯罪発生の抑制につながる自主防犯パトロール隊の結成・育成を図り、地域における連帯意識を醸成します。

(3) 消費生活の安全性向上

- 消費者被害に関する相談に的確に対応し、消費者の安全を守るとともにトラブルの未然防止と被害者救済に取り組みます。
- 適正な計量・商品表示の促進を図り、消費生活の安全を確保します。



いっせい立哨